

令和6年度介護報酬改定に伴う加算届の提出について(4月施行サービス分)

令和6年度介護報酬改定により新設又は改定された加算(減算)について、新たに算定しようとする場合は、加算届の提出が必要です。

また、これまで算定していた加算と同じ項目又は同じ区分でも、算定要件が変更されているものがあります。その場合、新しい要件を満たすかどうか確認し、算定する場合はあらためて届出が必要です。

下の表に、届出の留意事項を記載していますので、十分ご確認ください。

【提出期限】

令和6年4月15日(月曜日) ※提出先に必着でお願いします。

○この期限までに提出された場合に限り、令和6年4月分の加算が算定できます。
(既存の加算を含む。)

サービス種別	項目	旧加算を届出済みの事業所の取扱い
全サービス	地域区分	変更する内容が地域区分のみの場合は、届出不要。
	新設された加算項目	加算届の様式「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目について算定したい場合は、届出が必要。届出がない場合は、「なし」、「非該当」、「基準型」又は「対応不可」とみなす。
訪問介護 訪問入浴介護(介護予防) 通所介護 短期入所生活介護(介護予防) 短期入所療養介護(介護予防) 特定施設入居者生活介護(介護予防) 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
訪問介護	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	新たな届出がない場合は「1:非該当」とみなす。
訪問介護	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))	新たな届出がない場合は「1:非該当」とみなす。
訪問介護	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	新たな届出がない場合は「1:非該当」とみなす。
訪問介護 短期入所生活介護(介護予防) 短期入所療養介護(介護予防)	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
訪問入浴介護 短期入所生活介護	看取り連携体制加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
通所介護 短期入所生活介護(介護予防) 短期入所療養介護(介護予防) 特定施設入居者生活介護(介護予防) 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
短期入所生活介護(介護予防) 短期入所療養介護(介護予防) 特定施設入居者生活介護(介護予防) 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。

特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:対応可」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。 (注)基本的に届出が必要。
特定施設入居者生活介護(介護予防) 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
特定施設入居者生活介護(介護予防) 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護福祉施設サービス	個別機能訓練加算	「3:加算Ⅰ」「4:加算Ⅱ」「5:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。 (注)新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス	認知症チームケア推進加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護保健施設サービス	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護保健施設サービス	リハビリ計画書情報加算	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。
介護医療院サービス	リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。

【提出先】

サービス種別	提出先
訪問看護(みなし指定に限る。)	福岡県保健医療介護部 介護保険課指定係 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3322
訪問リハビリテーション(みなし指定に限る。)	
居宅療養管理指導(みなし指定に限る。)	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (みなし指定の通所リハビリテーション、短期入所療養介護を含む。)	
介護医療院(みなし指定の短期入所療養介護を含む。)	
上記以外のサービス	事業所の所在地を所管する 県保健福祉(環境)事務所

※北九州市、福岡市、久留米市にある事業所及び地域密着型サービス事業所については、各市(保険者)の介護保険担当課へ提出してください。